

法務省民二第137号

平成30年3月16日

法務局民事行政部長 殿

(名古屋を除く。)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

異順位の共同相続人の間で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における所有権の移転の登記の可否について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり名古屋法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙乙号

法務省民二第136号

平成30年3月16日

名古屋法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

異順位の共同相続人の間で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における所有権の移転の登記の可否について（回答）

本月9日付け不登第52号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

別紙甲号

不登第52号

平成30年3月9日

法務省民事局民事第二課長 殿

名古屋法務局民事行政部長

異順位の共同相続人の間で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における所有権の移転の登記の可否について（照会）

甲不動産の所有権の登記名義人Aが死亡し、その相続人B、C及びDによる遺産分割協議が未了のまま、更にDが死亡しその相続人がE及びFであった場合において、B及びCがE及びFに対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、E F間ににおいて遺産分割協議をし、Eが単独で甲不動産を取得することとしたとして、Eから、登記原因を証する情報（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第5号口ただし書、別表22の項添付情報欄）として、当該相続分の譲渡に係る相続分譲渡証明書及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、「平成何年何月何日（Aの死亡の日）D相続、平成何年何月何日（Dの死亡の日）相続」を登記原因として、甲不動産についてAからEへの所有権の移転の笠記の申請があったときは、遺産の分割は相続開始の時にさかのぼってその効力を生じ（民法（明治29年法律第89号）第909条）、中間における相続が単独相続であったことになることから、他に却下事由が存在しない限り、当該申請に基づく登記ができると考えますが、いささか疑義がありますので照会します。